

運 営 規 定

(事業の目的)

第1条 医療法人社団福聚会が設置する福聚苑居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）。において実施する指定居宅介護支援事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定居宅介護支援の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護支援の提供を行うことを目的とする。

(事業の運営方針)

- 第2条 居宅介護支援事業所においては、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来る様に配慮して行う。また利用者に対して医療・保健・福祉の各種公的サービスだけでなく、インフォーマルサービスを含めて一体的・積極的に在宅生活を支えられるよう、地域社会との結びつきを重視した運営を行う。
2. 事業所は利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 3. 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業所に不当に偏することのないよう公正中立に行う。
 4. 事業所は利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、関係医療機関、介護保険施設、指定特定相談支援事業所等との連携に努める。また、地域包括支援センターより支援困難な事例や中重度者事例の紹介を受けた場合においても十分な連携を図るように努める。
 5. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講ずる。
 6. 事業所は、指定居宅介護支援を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。
 7. 前6項のほか、「野田市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする

(事業所の運営)

第3条 指定居宅介護支援の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は以下のとおりとする。

1. 名所 福聚苑居宅介護支援事業所
2. 所在地 千葉県野田市中戸 16 番地 1-103 号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、常勤換算による員数及び職務の内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1名 (主任介護支援専門員・兼務) 常勤1名
 - ① 管理者には主任介護支援専門員を配置し、事業所の介護支援専門員その他の従業員の管理及び居宅介護支援の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行うこと。
 - ② 管理者は事業所の介護支援専門員その他の従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。
 - ③ 介護支援専門員 常勤専従4名以上 (1名管理者兼務)
介護支援専門員は、第2条の運営方針に基づく業務にあたる。
 - ④ その他の従業者
事務職員 1名
事務員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日は毎週月曜日から土曜日迄、営業時間は午前9時から午後5時までとする。

但し、休日は第2・4土曜日・日曜日・年末年始(12月30日から翌年1月3日迄)

営業時間 午前9時から午後5時までとする。

但し、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制を整備する。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第7条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次の通りとする。

1. 利用者から居宅介護サービス計画作成依頼等に対する相談対応を受ける場所は事業所内及び利用者宅、その他必要と認められた場所において行う。
2. ①課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。
②課題分析にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活が営むことができるように支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。
③使用する課題分析票の種類はMDS-HC方式等、個々に合わせた分析票を使用する。
3. 居宅サービス計画原案の作成
利用者及びその家族について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点を盛り込んだ居宅サービス

計画の原案を作成する。

また、居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者又はその家族に対し、利用者は複数の指定居宅サービスの事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得るものとする。

加えて、指定居宅介護支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者または、その家族に対し、前6月間に事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合につき理解を得るように努めるものとする。

4. サービス担当者会議の実施。

居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービスの担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する紹介等により居宅サービス原案内容について担当者から専門的見地から意見を求めるものとする。

また、サービス担当者会議については、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置など」という）を活用して行う事が出来ますが、利用者又はその家族（以下、この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得るものとする。

5. 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等について保険給付となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

介護支援専門員は少なくとも1月に1回、利用者の居宅に訪問し、利用者及びその家族と面談を行い、モニタリングを実施し、結果を記録する。

6. 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携

介護支援専門員は居宅サービスに位置づけた指定居宅サービス事業所等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。

7. サービス実施状況の継続てきな把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業所との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題について把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業所との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

指定居宅サービス事業所等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師に提供するものとする。

8. 地域ケア会議における感謝館の情報共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合にはこれに協力するように努める事とする。

(指定居宅介護支援の利用料)

第 8 条 利用料その他の費用の額については次のとおりとする。なお、法定代理受領サービス以上の利用料は、厚生大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。

提供した居宅介護支援について法定代理受領以外の利用料の支払いを受けた場合、領収書及び指定居宅介護支援提供証明書を交付する。

次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を聴取する。

- | | |
|-----------------------|------|
| ① 事業所から片道 15 キロメートル未満 | 300円 |
| ② 事業所から片道 15 キロメートル以上 | 500円 |

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 本事業における、通常の事業の実施地域は次の通りとする。

1. 野田市全域、隣市・隣県の一部とする。

(苦情・ハラスメント処理)

- 第 10 条
1. 事業所は提供した居宅介護支援又は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス（第 4 項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者又はご家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
 2. 事業者は提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法 23 条の規定により、市町村が行う文書そのたの物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは紹介に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導または、助言に従って必要な改善を行うものとする。
 3. 指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導・助言を受けた場合はそれに従って必要な改善を行うものとする。
 4. 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

5

(事故発生時の対応)

- 第 11 条
1. 事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講ずるものとする。
 2. 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする
 3. 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第 12 条 1 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為にガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文章により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第 13 条 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用し行う事ができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - ② 虐待防止のための指針の整備
 - ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - ④ 前項 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 本事業は、サービス提供中に、当該従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第 14 条 1 本事業は感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第 15 条 事業所は、事業所において感染症が発症し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 1 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を概ね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
 - 2 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
 - 3 事業所において、介護支援専門員にたいし、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び

訓練を定期的実施する。

(身体拘束)

第 16 条 事業所は、当該利用者又はたの利用者などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他の運営の関する重要事項)

第 17 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は医療法人社団 福聚会 福聚苑 居宅介護支援事業所が別に定めるものとする。

- 1 事業所は居宅介護支援の質の高い評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務体制についても検証、整備する。
認知症ケア、感染症予防、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修後 3 か月以内
 - ② 虐待防止に関する研修年 2 回
 - ③ 権利擁護に関する研修年 1 回
 - ④ 認知症ケアに関する研修年 2 回
 - ⑤ 感染症予防に関する研修年 2 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者のまたなその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為従業者なくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行なわれる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境を害されることを防止するための方針明確化の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。
- 6 この規定の定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団福聚会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。